

令和 8 年度事業計画

事業の骨子・・・鍼灸マッサージの普及啓発及び奉仕活動や講演会の実施、また鍼灸マッサージ師の資質向上を図り、県民の医療・保健・福祉の増進に寄与する事業を行なう。

事業費総額・・・ **5,930,000 円**

1 鍼灸マッサージの普及啓発に関する事業（719,500 円構成比 12.1%）

(1) 広報誌の作成、配布（年数回発行、ネット掲載含む、その他）

広報誌は、一般の方によりわかりやすい内容とし、会員をはじめ医療・介護従事者、一般の方にも配布する。本会から発信する情報に加え、鍼灸マッサージの施術効果と、施術は安全安心で受けられること、はり術に使われるはり(針)はディスプレイ化が進み、施術所の近代化や衛生管理は著しく向上していることなどを啓発する。

(2) ポスター、パンフレット等の作成、配布（随時）

随時、作成するチラシや、訪問マッサージと健康保険ではり・きゅうのパンフレットやリーフレットに加え、8月9日「はり灸マッサージの日」をアピールし、鍼灸マッサージの普及啓発や県民の公衆衛生の増進にかかわるポスターを作成する。ボランティア施術や講演会においてポスターや横断幕を貼り、チラシを配布する。また県民や医療・介護従事者へパンフレット等を配布し、鍼灸マッサージの施術効果に対する理解を深める。県民へアピールするため、安心と安全の証のロゴマークを印刷物に使用すると共に、鍼灸マッサージの振興普及に努める。

(3) ホームページの活用（毎月1～2回更新）

ホームページで、施術に関する詳細な情報を提供するとともに、施術は安心安全であることや、効果に対する県民の理解を深め施術の振興普及を図る。本会の活動の詳細や、決算報告の情報を公開し、運営の透明化を図る。鍼灸マッサージについてのQ&A、健康保険治療について、はり・きゅう施設利用補助金制度などについて掲載し、県民が施術を受けやすい環境を作るよう努める。ホームページの内容は、施術者や県民が理解しやすいように委員会等を開催して検討する。

(4) 厚生労働大臣免許保有証に関する業務及び募集

上記(1)～(3)で行っていた無免許対策の強化の一環として、はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の国家資格者と無資格者を判別できる携行可能な「厚生労働大臣免許保有証」を所持するよう勧める。

2 奉仕活動や講演会の実施事業（762,500 円構成比 12.9%）

(1) 県民へボランティア施術の実施（年10回程度）

自治体の施設、福祉施設、介護施設等で大規模ボランティアを年4回程度行う。県内各地区において、施術の中小ボランティアを年6～7回行う。

(2) スポーツにおけるボランティア施術の実施（年数回程度）

スポーツ関係者を対象にした施術のボランティアを行う。

鹿児島マラソン、菜の花マラソンなどのスポーツボランティアを行う。スポーツボランティアを行うにあたり、実行委員会等を実施する。

(3) 講演会等の実施（年数回程度）

県民や医療・介護関係者を対象とした講演会や、高齢者を対象とした健康講話を行う。保健所、高齢者クラブ、お達者クラブなどで本会主催の講演や健康講話を実施する。

3 鍼灸マッサージ師の資質の向上事業（2,069,500円構成比 35.0%）

(1) 生涯研修会の開催（年 5 回程度）

学術や実技の研修会を通じて、県内施術者の技術や知識を高め施術者の質を向上させる。本会主催とし、県内の各地区において年 5 回程度行う。

(2) 地域包括ケアシステムに向けての取り組み

地域包括ケアシステムの概要を周知させるとともに各種研修会への参加を呼び掛け、施術者の資質の向上を図る。

(3) 保険事務講習会の開催（年 15 回程度）

県内施術者の医療事務の知識を高めるために年 1 回保険研修会を行う。年 2 回程度、保険の基本的な取扱いに関する初心者保険事務講習会を行う。また、毎月日時を決めて書類の記載方法などについて月次保険事務講習会を本会の会館で行う。尚、会員以外の施術者については別に日時と方法を決めて希望者に事務講習を行う予定。

(4) 関係団体主催の研修会や学会等への参加案内（随時）

関係団体の学会、研修会、会議等の開催の周知を図り、参加を促す。全日本鍼灸学会、全病理研修会、その他研修会、東洋療法推進大会、九州鍼灸マッサージ師連盟代表者会議、全日本鍼灸マッサージ師会の会議などについて県内施術者が学術、保険、その他の情報を得られるようにし、資質の向上を図る。詳細についてはホームページで案内する。

4 法人管理に関する事業（2,378,500円構成比 40.0%）

総会、理事会、福利厚生、会員管理、財務、会館管理、その他法人の管理に関する事業を行う。